

令和2年第8回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和2年12月28日 午前9時00分～午前9時20分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (11名)
1 和田正夫・2 和田勇・4 式地敦一・5 秦泉寺博隆・6 仁井田亮一郎・7 伊藤正枝・
8 西村美佐江・9 澤田順一・10 川村正光・13 西村尚・14 細川盛次
4. 欠席委員 3 伊藤弘康・11 竹政寛・12 永野博隆 (3名)
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 和田誠 書記 出島美穂
6. 議事日程

議案審議

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条による許可申請について |
| 第2号議案 | 農地法第5条による許可申請について |
| 第3号議案 | 非農地証明について |

その他

7. 会議の次第

事務局 出島：おはようございます。只今から令和2年第8回土佐町農業委員会総会を始めます。本日欠席の委員は伊藤弘康委員、竹政寛委員です。農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。成立要件を満たしていることを報告します。それでは会長をお願いします。

会長：おはようございます。令和2年第8回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。8番西村美佐江委員、10番川村正光委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町の許可になります。今回は1件あります。

以上です。

会長：この件について澤田委員より補足説明等がありますか。

澤田委員：現在自宅跡を回収されています。その周辺について、非農地判断できないところを今回農地のまま所有権移転という形にしたと聞いています。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第2号議案、農地法第5条による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第2号議案農地法第5条による許可申請について説明します。転用の申請については、町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となります。今回は1件あります。

以上です。

会長：私から補足説明は、ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法第5条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本件は農業委員会として許可が妥当であると県に進達します。続いて第3号議案、非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第3号議案、非農地証明について説明します。本件は令和元年10月に農業振興地域からの除外申請があった分で令和2年10月末除外手続きが終了したものです。申請人は

以上です。

会長：本件の担当委員の澤田委員より補足説明がありますか。

澤田委員：原野となっており、復旧は難しいと思います。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。以上で議案審議を終わります。その他について事務局より説明をお願いします。

事務局 出島：農業委員会の法令遵守の申合せ決議について、ご説明します。昨年12月の総会で、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせについて、決議していただいております。以降、年に一度は総会において決議をし、綱紀粛正の姿勢を強く打ち出すことが求められています。前回の決議から1年が経ちましたので、再度決議をお願いします。内容については、読み上げて提案します。農業委員会の法令遵守の申合せ決議、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、

農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申合せ、決議する。

① 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の疑義参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

② 農業委員。農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令順守を徹底するための研修を実施すること。令和2年12月28日 土佐町農業委員会

以上です。内容について補足説明します。農業委員会等に関する法律、以下農業委員会法と言います。第31条の疑義参与の制限とは、自分や、同居の親族もしくはその配偶者が関係する事項については、その疑義に参加することができません。該当する案件の時には、該当案件のみ退席していただくようになりますので、速やかに退席をお願いします。また、農業委員会法第33条により、作成した議事録をインターネットなどの適正な方法により公表しなければならないと定められています。これらは事務局で作業します。内容については以上です。

会長：事務局より説明がありましたが、これは去年と同じ内容ですか。

事務局 出島：内容は同じです。

会長：同じ内容を年に一度やらなければならないのですか。

事務局 出島：年に一度、農業委員として身辺を正すという意味だと思われま。

会長：ほかに質疑はありませんか。

会長：ないようですので、原案のとおり農業委員会の法令遵守の申合せ決議を行うことに賛成のかたの挙手を求めます。

会長：全員挙手により原案のとおり採択します。お手元の配布資料の【案】の文字を抹消しておいてください。連絡事項について事務局よりお願いします。

事務局 出島：次回の農業委員会についてお知らせします。今回は1月28日、木曜日、9時から開催します。開催の際には開催通知を郵送します。

事務連絡は以上です。

会長：他にご意見ありませんか。それでは以上で第8回農業委員会総会を閉会します。皆様一年間お疲れさまでした。今年も残り少なくなりました。よいお年をお迎えください。

土佐町農業委員会長

和田正夫

議事録署名委員

川村正光

議事録署名委員

西村美佐江